

決定!

東京医療福祉専門学校

最大 144万円 給付!

厚生労働省

「専門実践教育訓練給付金制度」に 当校の講座が認定されました!

「専門実践教育訓練給付金制度」ってなあに?

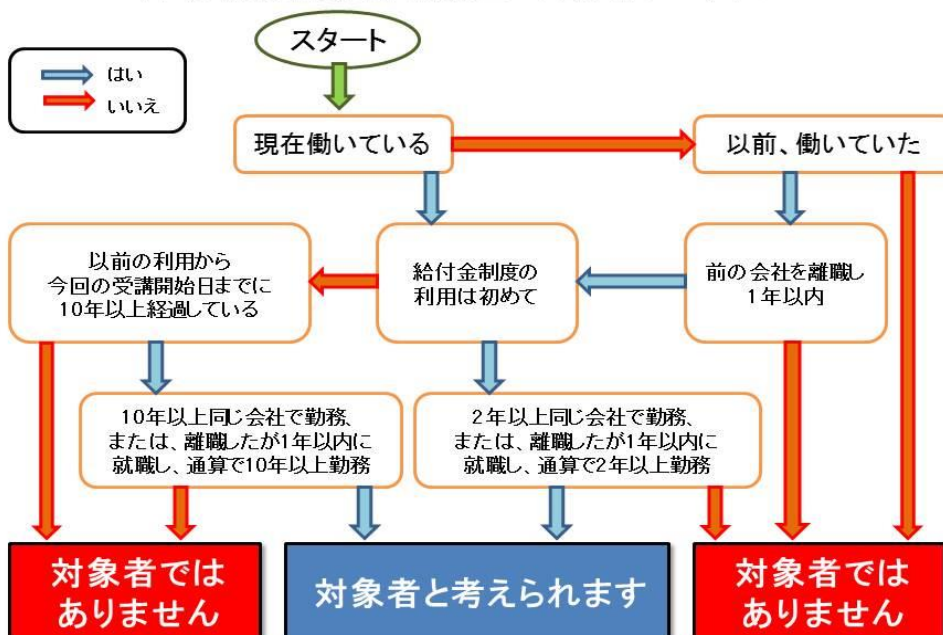
労働者や離職者が、自費で専門学校などに入学した場合、厚労省がその学校を「専門実践教育訓練」のための講座を実施する学校だと指定していれば、卒業までに支払った経費の一部を雇用保険から支給します…という制度です。

どんな人が給付を受けられるの?

以下のチェックシートを参考に、自分が給付の対象者となるかどうかを確認してみてください。

※ 詳細については、希望者本人により自分の住民票のある地域のハローワークに確認する必要があります。

専門実践教育訓練給付金 対象者チェックシート



給付金はどんなふうに受け取れるんですか？

例えば、給付金対象者となれる人が本校のはり・きゅう科に入学したとすると、こんな感じです。



3年間＋就職で 最大144万円！

在学中の3年間で、最大96万円の給付を受けることが可能です。残り48万円は、資格の取得が前提で、受講終了日つまり卒業式の日から1年以内に、雇用保険に新規または継続加入すると(一般的には「雇用されると」)支給されます。

ほかに注意しなければいけない点は？

- 本制度の対象となるのは、柔道整復科、はり・きゅう科、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧科の「平成28年度以降の新入学生」です。在校生は適用になりません。
- 給付を申請しようと思う人は、入学の1ヶ月前、つまり学校指定の入学式の1ヶ月前までに、ハローワークでの手続きをご自身で行なう必要があります。在学後の申請は認められませんので注意してください。
- 開始後、6か月ごとにハローワークへの支給申請が必要です。なお、上記手続きは全て学校を介する必要がなく、給付金もご本人に直接支払われます。

詳しくは、住民票所在地所轄の

ハローワークへ！

こちらもご参考になります →

(厚生労働省サイト・教育訓練給付制度のページ)

